

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成22年10月15日

京都市伏見区長 北島 誠一

1 公売（入札）開始日時

平成22年11月2日午後1時30分

2 公売（入札）締切日時

平成22年11月2日午後2時00分

3 公売及び開札の場所

京都市伏見区深草向畑町93番地の1

京都市伏見区役所深草支所 4階第2会議室

4 公売の方法

入札

5 開札の日時

平成22年11月2日午後2時00分

6 売却決定の日時

平成22年11月2日午後3時00分

7 売却決定の場所

京都市伏見区深草向畑町93番地の1

京都市伏見区役所深草支所 4階第2会議室

8 買受代金の納付期限

平成22年11月2日午後4時00分

9 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできま

せん。

10 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

11 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

下表のとおり

売却区分	公売財産（名称等）	見積価額	公売保証金
1	茶碗 1	50,000 円	不要
2	茶碗 2	50,000 円	不要
3	茶碗 3	50,000 円	不要
4	茶碗 4	40,000 円	不要
5	茶碗 5	50,000 円	不要
6	茶碗 6	50,000 円	不要
7	茶入	40,000 円	不要
8	水指 1	50,000 円	不要
9	水指 2	40,000 円	不要
10	片口	15,000 円	不要
11	茶碗 7	20,000 円	不要
12	茶碗 8	50,000 円	不要
13	茶碗 9	30,000 円	不要
14	茶碗 10	50,000 円	不要
15	茶碗 11	30,000 円	不要

1 6	茶碗 1 2	30,000 円	不要
1 7	茶碗 1 3	10,000 円	不要
1 8	鉢 1	10,000 円	不要
1 9	鉢 2	30,000 円	不要
2 0	鉢 3	10,000 円	不要
2 1	鉢 4	5,000 円	不要
2 2	皿 1	30,000 円	不要
2 3	皿 2	30,000 円	不要
2 4	香合	30,000 円	不要
2 5	壺 1	3,000 円	不要
2 6	壺 2	3,000 円	不要
2 7	茶道具セット 1	20,000 円	不要
2 8	茶道具セット 2	20,000 円	不要
2 9	茶道具セット 3	20,000 円	不要
3 0	茶道具セット 4	10,000 円	不要
3 1	茶道具セット 5	10,000 円	不要
3 2	茶碗 1 4	30,000 円	不要
3 3	茶碗 1 5	15,000 円	不要
3 4	器セット 1	10,000 円	不要
3 5	器セット 2	10,000 円	不要
3 6	器セット 3	10,000 円	不要
3 7	食籠	10,000 円	不要

38	花瓶セット	10,000 円	不要
39	花瓶 1	20,000 円	不要
40	花瓶 2	10,000 円	不要

12 その他事項

- (1) 買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己あて小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (2) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (3) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (4) 京都市は公売財産についてかし担保責任を負いません。

（伏見区役所深草支所区民部納税課）